

**あいおいニッセイ同和損保
施設所有（管理）者賠償責任保険 重要事項のご説明**

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、施設所有（管理）者賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込サイトの質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします
- お申込みいただく際には、保険申込サイト等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款および特約（以下「普通保険約款・特別約款・特約」といいます）に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- この保険は、保険証券を発行しておりません。ご契約内容等は契約確認書にてご確認ください。

【マークのご説明】

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

【主な用語のご説明】

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、引受保険会社がお支払いする保険金の上限額をいい、契約確認書に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする1事故ごとの損害額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

【お問合わせ窓口】

保険会社の連絡・相談・苦情窓口	
引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	
あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター 0120-721-101(無料)	
・受付時間 平日9:00~17:00	
・土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。	
事故が起こった場合	
遅滞なくご連絡ください。	
●みんレクサイトのマイページから事故受付を行ってください。	
●あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024（無料）	
・受付時間 24時間265日	
・おかけ間違いにご注意ください。	
・IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。	
指定紛争解決機関 <small>注意喚起情報</small>	
引受保険会社との間で問題を解決できない場合	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。	
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）0570-022-808	
・受付時間 平日9:15~17:00 （土日・祝日および年末年始を除きます）	
・電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。	
・携帯電話からも利用できます。電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。	
・おかけ間違いにご注意ください。	
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)	

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品のしくみ

契約概要

賠償責任保険 普通保険約款	+	施設所有（管理） 者特別約款	+	賠償責任保険追加 特約（自動セット）	+	各種特約（注）
------------------	---	-------------------	---	-----------------------	---	---------

（注）セットされる主な特約については、「（3）主な特約の概要」をご参照ください。

（2）補償内容

契約概要 注意喚起情報

- ①被保険者
記名被保険者（保険申込サイトの記名被保険者欄に記載された方）のみが被保険者となります。ただし、適用される普通保険約款・特別約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特別約款・特約をご確認ください。
- ②保険金をお支払いする主な場合
他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用など）に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いする条件は適用される特約によって異なりますので詳細は普通保険約款・特別約款・特約をご確認ください。
- ③保険金をお支払いできない主な場合
次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特別約款・特約をご確認ください。

<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます） ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任 ・直接であると間接であるとを問わず、石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害 ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害（注） 	など
--	----

（注）特別約款・特約により、保険金をお支払いできない範囲が異なります。

※前記は普通保険約款、賠償責任保険追加特約において定めたものであり、これ以外にもお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款・特別約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

④お支払いする保険金

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特別約款・特約によりその他の保険金がお支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特別約款・特約をご確認ください。

【お支払いの対象となる損害の範囲】

ア.損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（判決により支払を命じられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます）。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
イ.損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
ウ.権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
エ.緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用
オ.協力費用	引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用
カ.争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記アからエまでについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。また、上記オおよびカについては、その実費全額をお支払いします。ただし、カについては、アの額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のアの額に対する割合を乗じてお支払いします。

保険金の額	=	ア.損害賠償金	+	イ.損害防止費用 ウ.権利保全行使費用 エ.緊急措置費用	-	基本契約の 免責金額 (自己負担額)
-------	---	---------	---	------------------------------------	---	--------------------------

（3）主な特約の概要

契約概要

セットされる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特別約款・特約をご確認ください。

特約の名称	特約の概要
来訪者財物損害補償特約	施設に入場した者の財物（以下「来訪者財物」といいます。）の施設内での損壊について、来訪者財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
使用不能損害拡張補償特約	他人の財物の使用不能（注）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。 （注）その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。
訴訟対応費用補償特約	この保険で対象となる偶然な事故が保険期間中に発生した場合に、被保険者が事故に起因して日本国内の裁判所に提起され、または申し立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次の①から⑦までの費用のうち、必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用を補償します。 ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません） ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ⑦被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費

（４）複数の契約があるお客様へ 注意喚起情報

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が、1つのご契約のみにセットされている場合、その解約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

（５）支払限度額等 契約概要

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込サイトの「支払限度額」「免責金額（自己負担額）」欄にてご確認ください。

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（６）保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要 注意喚起情報

①保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます）は行事開催日から行事開催日の翌日までです。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込サイトの「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始

始期日の午前0時に開始します。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

2. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（１）保険料の決定の仕組み 契約概要

①保険料（注）は、行事参加人数等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込サイトの「保険料」欄にてご確認ください。

（注）保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

②この保険の最低保険料は1保険契約につき、3,000円となります。

（２）保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

①保険料の払込方法は、ご契約時に全額払い込む一時払、かつ、クレジットカード払またはコンビニ払となります。

②コンビニ払の場合で払込期日までに保険料の支払いが完了しない場合、契約は成立せず、事故等に対して保険金をお支払いできません。

3. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく事項）

注意喚起情報

（１）保険契約者（被保険者）になる方には、保険申込サイトの記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務（告知義務）があります。

（２）ご入力いただいた保険申込サイトの記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申出いただかなかった場合や、お申出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります（②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります）。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項

- ①保険申込サイトの参加者人数/行事種別/開催場所
- ②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2. クーリングオフ（ご契約の申し込みの撤回等）

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下のみとなるため、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。ご契約内容をお確かめのうえ、申し込みください。

III 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等（契約締結後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

（１）保険契約者（被保険者）は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ（通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受保険会社まで連絡する義務（通知義務）があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であつてもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと（注）がありますので、ご注意ください。

（注）ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

通知事項

- ①保険申込サイトの参加人数/行事種別/開催場所に変更が生じる場合
- ②上記のほか、特約において取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

（２）その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
・事業を廃止または譲渡した場合

（３）次のような事由が発生した場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。契約を取消して再度申込手続きを行ってください。
・保険契約者の住所または連絡先を変更した場合

（４）「事業活動に伴って生ずることのある損害を補償する契約」でない契約の場合（例えば、被保険者がマンション管理組合となる施設所有（管理）者賠償責任保険など）は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります（保険申込サイトの「参加人数/行事種別/開催場所」「他の保険契約等」が告知事項となります）。取扱いの詳細は、これらの特別約款に自動セットされる「保険法の適用に関する特約」をご確認ください。

2. 解約と解約返れい金

契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、みんレクサイトのマイページから手続きを行ってください。解約の条件によっては、引受保険会社の定める規定により保険料を返還します。

3. 無効、失効、取消について

注意喚起情報

次の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは次のとおりです。

①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であつた期間の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4. 保険契約確認書の保管

ご契約時に発行する「契約確認書」は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。なお契約内容の詳細については、みんレクサイトのマイページにてご確認ください。

5. 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由がなく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1. 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

3. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびM S & A D インシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳しくは	引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ（ https://www.aioinissaydowa.co.jp/ ）をご覧ください。
------	---

4. 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます）

- ①保険契約者（被保険者）が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約者（被保険者）または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

5. 新たな契約の締結について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、新たな契約に加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 引受保険会社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする新たな契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、新たな契約の補償内容や保険料が以前加入していた保険契約と異なること、または新たなご契約を締結できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 事故が起こった場合のご注意

(1) 事故の発生

①事故が起こった場合には、遅滞なく、みんレクサイトのマイページから事故受付をしてください。または「あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター」までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

③この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特別約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、次表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて次表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 引受保険会社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2) 引受保険会社の損害（事故）状況報告書 事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③、(5)①、③または(6)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本 など
(4) 損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類	
①損害賠償事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・賃貸借契約書、マンション管理規約、事故書、請求書、警備仕様書、宿帳 ・被保険者名簿(居住者名簿、従業員名簿等) ・労働者派遣契約書 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
②損害賠償の額を証明する書類	
書類の例	・示談書またはこれに代わる書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・購入時の領収書・保証書・仕様書 ・図面(配置図、建物図面) ・仕入売上伝票 ・当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・法定外補償規定 ・葬儀費用明細書、領収書 ・交通費・諸費用の明細書 ・その他の支出した費用の額を示す書類 ・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、決算報告書、確定申告書) ・受領している年金額を示す資料 ・政府労災からの支給額を示す資料 など
③その他の書類	
書類の例	・運転資格を証明する書類(免許証など) ・自賠責証明書および任意自動車保険の証券 ・権利移転書 ・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など
(5) 傷害（ケガ）に関する保険金請求に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・死亡診断書または死体検案書 ・医師の診断書 ・後遺障害診断書 など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・医師の診断書 ・後遺障害診断書 ・領収書 など
③その他の書類	
書類の例	・運転資格を証明する書類(免許証など) ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など
(6) その他費用に関する保険金請求に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書 ・交通費・宿泊費・移送費・通信費等の諸費用の明細書 ・損害防止費用・収益減少防止のために支出した費用を示す書類 ・製造原価・仕入原価等を確認する書類(製造原価報告書、仕入伝票) ・財務諸表などの決算書類や、売上高(生産高)に関する書類 ・月次試算表 ・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書) ・復旧通知書、復旧工程表 など
③その他の書類	
書類の例	・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など

(4) 保険金のお支払い時期

引受保険会社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特別約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(6) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特別約款・特約をご確認ください。

(7) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

7. 保険料算出の基礎および注意事項について

この保険は、保険ご契約時に確定している行事の参加者人数（以下「保険料算出の基礎数値」といいます）をもとに算出した保険料によりご契約いただきます。

※この保険は、暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了後に算出される確定保険料との差額を精算いただく契約方式（確定精算方式）のお取扱いはできません。

(1) 保険料算出の基礎について

保険申込サイトの「参加者人数」には、対象とする行事について、保険ご契約時に確定している行事の参加者人数をご申告ください。

(2) 注意事項

- ①保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ②お申込み時にご申告いただいた保険申込サイトの保険料算出の基礎数値（参加者人数）は、対象とする行事の保険ご契約時に確定している参加者人数に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除される、または保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

8. 通信に関する事項

(1) 通信環境について

通信電波の安定した場所にて申込手続を行うようにしてください。契約手続き完了後、「ご契約手続き完了のご連絡」メールを送信します。なお、ご契約内容については、マイページからも確認可能です。通信状況により申込手続が完了する前に接続が切れてしまった場合は、契約手続きが完了していませんので、最初から手続きをやり直していただくようお願いいたします。

(2) 各通信料について

申込手続を行う際にかかる各通信料は、お客さまのご負担となります。

(3) 通信トラブル時等の責任関係

以下により発生したお客さまの損害については、取扱代理店および引受保険会社は責任を負いません。その他については日本国内の法令によります。

- ①取扱代理店および引受保険会社の責によらない通信手段や端末障害等により、インターネットでのお申込みが遅延または不能となったこと
- ②通信経路での盗聴等により、保険契約情報等が漏えいしたこと

(4) システムメンテナンス

定期的にシステムメンテナンスを行う場合がございます。この期間中は各種手続きを行うことができません。

ご契約内容に関する確認事項（ご意向の確認）

お客さまのご意向に沿う保険商品を提供させていただいておりますが、保険申込みサイトに入力した内容が、最終的にお客さまのご意向に沿っているか再度ご確認ください。ご了承のうえご契約ください。なお、ご不明点などは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. この保険商品およびご契約内容は、お客さまのご意向に沿って、お客さまが主催する行事・イベントに起因する第三者への賠償責任を負うことによる損害への備えとして提案させていただくものです。ご希望の補償内容ではない場合やご希望の支払限度額でない場合には、ご契約いただけません。
2. 次の項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - (1) 補償内容（保険金の種類、保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合など）、特約の内容
 - (2) 被保険者の範囲
 - (3) 支払限度額
 - (4) 保険期間
 - (5) 保険料、払込方法、契約者配当金制度がないこと
3. 保険申込みサイトでご入力いただいた「行事種別」・「参加人数」等がすべて正しい内容となっていることをご確認ください。
4. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
5. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の要否をご確認ください。